

学校感染症報告書

岐阜県立岐阜商業高等学校長 様

年 組 番 氏名

【診断名】（該当する病名に ○をつけてください。）

○印	病名	出席停止期間の基準 (但し、医師が感染の恐れがないと認めた場合は この限りではない)
	インフルエンザ	発症した後5日を経過し、かつ解熱した後2日を経過するまで
	新型コロナウイルス感染症	発症した後5日を経過し、かつ症状が軽快した後1日を経過するまで
	百日咳	特有の咳が消失するまで、または5日間の適正な抗菌薬療法が終了するまで
	麻疹	解熱した後3日を経過するまで
	流行性耳下腺炎	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が始まった後5日を経過し、かつ全身症状が良好となるまで
	風疹	発疹が消失するまで
	水痘	すべての発疹が痂皮化するまで
	咽頭結膜熱	主要症状が消失した後2日を経過するまで
	結核	症状により学校医、その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで
	髄膜炎菌性髄膜炎	症状により学校医、その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで
	コレラ	症状により学校医、その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで
	細菌性赤痢	
	腸管出血性大腸菌感染症	
	腸チフス	
	パラチフス	
	流行性角結膜炎	
	急性出血性結膜炎	
	《その他の感染症》 []	←上記にないものについては、診断を受けた感染症名をご記入ください。 症状により学校医、その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで

■医師より、上記の病気（○印）との診断を受けましたので、次のとおり報告します。

・受診した医療機関名 _____

・出席停止期間 令和 年 月 日 () ~ 令和 年 月 日 ()

インフルエンザ・ 新型コロナウイルス感染症の 場合	発症の初日	令和 年 月 日 ()
	解熱または軽快した日	令和 年 月 日 ()
インフルエンザ以外の場合	医師の診断を受けた日	令和 年 月 日 ()
	医師が診断した出席可能日	令和 年 月 日 ()

令和 年 月 日 保護者氏名 (自筆)

※ 病院を受診したことが分かる書類を裏面に貼付してください。

< 例 : 病院の診療明細書や調剤薬局の調剤明細書等...患者名、日付、薬剤名、医療機関名等が明記されたもの >

病院を受診したことが分かる書類 貼付位置

< 例 : 病院の診療明細書や調剤薬局の調剤明細書等…患者名、日付、薬剤名、医療機関名等が明記されたもの >

<その他の感染症>

下記は、条件によって出席停止の措置が必要と考えられる感染症の一例です。

溶連菌感染症	抗生剤治療開始後24時間を経て全身症状がよくなるまで
手足口病	発熱、口内炎などの急性症状が消失して、全身症状が安定するまで
伝染性紅斑	発疹のみで全身症状が良ければ登校可能

病名	症状	感染期間
感染性胃腸炎 流行性嘔吐下痢症 (ノロウイルス、ロタウイルス等)	嘔吐、下痢	便にウイルスが3週間以上排出されることもある
溶連菌感染症	発熱、咽頭痛、咽頭扁桃の腫脹や化膿、リンパ節炎	適切な抗菌薬療法にて24時間以内に感染力は失せる
手足口病	発熱、口腔に痛みを伴う水疱、手足や臀部にも水疱	呼吸器から1~2週間、便からは数週から数が月間
伝染性紅斑(りんご病)	かぜ様症状、顔面の紅潮	かぜ様症状が出現した時が最も感染力が強く、発疹出現時は感染力はない
ヘルパンギーナ	突然の発熱(39℃以上)、咽頭通、咽頭に赤い発疹	呼吸器から1~2週間、便からは数週から数か月間
マイコプラズマ感染症	咳(徐々に激しくなる)、発熱、頭痛	症状のある間がピークであり、保菌は数週~数か月持続
帯状疱疹	片側性に、丘しん、小水疱が帯状に群がって出現	水疱が形成されている期間は感染力がある

《通常出席停止の措置は必要ないと考えられる感染症》

アタマジラミ・水いぼ(伝染性軟属腫)・伝染性膿痂疹